

地域のつながり！ 減量のたのしさ!!

=きしわだ= 推進員だより

「推進員だより」では岸和田市廃棄物減量等推進員の活動や市の施策などを紹介します。

令和3年(2021年)

第49号

(6月発行)

編集と発行

岸和田市廃棄物対策課

電話072(423)9465

令和3年度のスタートとなりました。推進員の皆様には日頃から環境への取組みに対して協力ありがとうございます。3月に送付させて頂いた「活動報告書」の提出結果、頂いたご意見を報告させていただきます。

まず、『問1から問9の質問事項の割合比率』は下記の表のとおりになっております。

| 質 問 事 項 | はい | いいえ | 未回答 |
|---|-------|-------|------|
| 問1. 地域内のごみの減量と家庭ごみの分別指導をしましたか。 | 86.7% | 12.9% | 0.4% |
| 問2. 有価物集団回収の指導及び協力の呼びかけをしましたか。 | 75.5% | 23.7% | 0.8% |
| 問3. 「家庭用生ごみ処理機器購入補助制度」利用の呼びかけをしましたか。 | 23.7% | 75.1% | 1.2% |
| 問4. 廃食用油回収の指導及び、協力の呼びかけをしましたか。 | 91.7% | 8.3% | 0.0% |
| 問5. 問4が「はい」の場合、廃食用油回収への立会い回数 ■0回 4.1% ■1回～2回 80.1% ■3回以上 8.3% ■未回答 7.5% | | | |
| 問6. 再生品（トイレトーパー等）の購入の呼びかけをしましたか。 | 27.0% | 71.8% | 1.2% |
| 問7. 埋立ごみ・小さな金属類などの分別指導をしましたか。 | 93.8% | 5.4% | 0.8% |
| 問8. 問7が「はい」の場合、埋立ごみ・小さな金属類の回収への立会い回数 ■0回 2.1% ■1回～3回 23.7% ■4回～6回 66.4% ■7回以上 1.7% ■未回答 6.2% | | | |
| 問9. ごみの不法投棄防止等の協力をしましたか。 | 78.4% | 19.9% | 1.7% |

コロナ禍で大変な中のご指導・活動等、本当にありがとうございました。

問10での皆さんの疑問であったり、ご意見に対して項目別に一部ですが紹介させていただきます。

・防犯パトロールを行っていますが、市道、府道等の周辺の草が伸びている場所に不法投棄が行われているように思われる。里道等は定期的に草刈りを行っているのですが不法投棄は見当たらない。

・ごみの不法投棄を集合住宅のごみ置き場に深夜に投棄される為、処理に困っています。良い方法はありませんか。

・約束を守らない人が時々おり、置き場所に注意チラシ等を掲示するがうまく伝わらない。どういった方法があるか、あれば教えてほしい。

・この一年間、ごみ集積場の見回り、ごみの出し方のマナー、ルール違反の回覧、カラス除けのネット張り、ごみ出し適性の掲示、不法投棄の処理を行ってきました。



集合住宅などの違反ごみなどについては、建物管理者等に報告されるか、こちらの廃棄物対策課に相談していただければと思います。また、啓発用の看板や、パトロールを実施することで違反ごみの減少等の効果がある場合があります。

・排出指導担当 TEL

4 2 3 - 9 4 4 4



・推進員をしてみてもビックリしたのは、「こんなに分別認知度低いのか!?」ということでした。

・補助制度のことについて知識不足でした。

・月に一度の定例会では減量推進員の方々がごみの出し方については説明を行っていますがなかなかうまく行かないのが現状です。

・電池の処分方法を理解している方があまり多くない様に思う。種類よっての分類や絶縁しての回収方等、機会ごとに伝えていきたいと思ひます。

・推進員になられて感じたことなど

市民の方へのご指導ありがとうございます。

推進員をやってみて得た知識を私生活でも役立てていただければ嬉しいです。

わからないことなどがあればこちらまで



・減量推進担当 TEL

4 2 3 - 9 4 6 5

・新しい「家庭ごみの分け方・出し方」冊子をいただいたが、プラスチック製容器包装プラマーク付以外のプラスチック製品、例えば（バケツ・梱包）の出し方が分かりにくい。

・ごみの分別基準が不明瞭または理解困難 例えはプラスチックとプラスチック製容器包装の区別、プラスチックと金属の一体物の取り扱い。

分別などのご協力ありがとうございます。



こちらのマークがあるか、ないかが簡単な見分け方ですが、製品としてのプラスチック製品なら普通ごみへの排出をよろしくお願ひします。

・収集業務担当

TEL 4 2 3 - 9 4 4 0



【きしわだプラスチックごみゼロ宣言の取組み】



本市では、H o y a 株式会社アイケアカンパニーと協定を結び市の公共施設及び市内協力店舗で市民の皆様より使い捨てコンタクトレンズの空ケースを回収しています。



回収方法

・右図のとおり、アルミシールを完全に外した状態で排出してください。



※使い捨てコンタクトレンズの空ケースは、メーカーを問わず回収が可能です。



回収場所

・市役所・市民センター・環境事務所
・公民館 ・産業高等学校・マドカホール
下記の協力店舗

- ・五ツ星薬局 ・サンライト元気薬局
- ・カイセイ薬局 ・平松十字堂薬局
- ・宮久保薬局 ・GLASH BEAM
- ・泉州薬局（磯上店・土生店）
- ・ウェルシアアクロスプラザ東岸和田店
- ・ウェルシア薬局 岸和田三田店
- ・ウェルシア（額原店・加守店
・西ノ内店・春木店・）



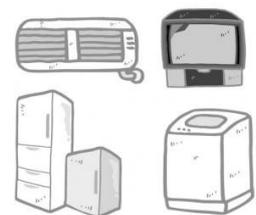
ごみ問題の歴史と法律（後編）



- ・ **明治時代** 多種多様な産業が発展し、家庭や事業所から出るごみの増加
燃えるごみは風呂屋や家庭の五右衛門風呂などの燃料となり
自家処理をしており、出されるごみの量は多くなかった。
1897年 日本最初のごみ焼却場が福井県にできる。
1900年 『汚物掃除法』が公布、制定され、この時からごみとし尿の収集が地方行政
の事務に位置付けられました。ごみはなるべく焼却処理でという方針を示し
ていたが当時は埋め立てが主流であったことから焼却炉はまだほとんど存在
していませんでした。当時のごみの量はそれらでも対応できる排出規模でした。
- ・ **昭和** 敗戦直後のごみ処理は占領軍の要請、指揮で再開されることになりました。
爆撃跡を瓦礫やごみで埋めたりしたそうです。また当時、廃棄物問題はごみと
いうよりも、主に汚物による公衆衛生の問題として認識されていました。
ごみ処理は各自治体の責任で行われてきたが多様化するのに対応しき
れず昭和29年に『清掃法』が制定されました。
- ・ **高度成長** 公害問題が深刻化、工場等から排出される様々な有害物質による環境汚染が
深刻化した結果、これらのごみ処理に対する規制が急務となり、それにより高
度な処理技術が求められた。ごみの質も人体への有害物質排出といった変化が生
じ水俣病に代表される大きな公害問題を抱えることになりました。
この頃から商品のレジ袋の利用や過剰包装が進み、その利便さに反し、ごみの増
加、使い捨ての生活様式が当たり前の時代になってきました。
- ・ **昭和後半** 「循環型社会の形成推進」大量生産、大量消費が当たり前から脱却するために
～ 『資源有効利用促進法』により、事業者による自主回収・リサイクルシステムの構
平成 築のための規定を定めました。

上記のように、経済が発達し便利な世の中になればごみの量・種類が増え、その処理方法も増えました。簡単に法律の種類をあげていきます。・『環境基本法』

- ・ 『循環型社会形成推進基本法』 廃棄物を資源に変え正しく利用する
 - ・ 『容器包装リサイクル法』 びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装
 - ・ 『家電リサイクル法』 エアコン、冷蔵庫、テレビ、洗濯機など
 - ・ 『食品リサイクル法』 食品残渣、『建設リサイクル法』 木材、コンクリートなど
- 紹介しきれないのがありますが、基本は『リサイクル』というのがわかります。



令和3年度 岸和田・貝塚3Rふれあいフェア 開催中止



例年、7月上旬に開催しています「岸和田・貝塚3Rふれあいフェア」につきましては、今年度は中止とさせていただきますこととなりました。フェアの開催を楽しみにしていただいた皆様には大変申し訳ございませんが、何卒ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。



廃棄物対策課 減量推進担当 TEL 072-423-9465



令和3年度 地区別研修会の中止のお知らせ

今年度、予定しておりました、推進員さんの地区別研修会は開催中止となりました。

また、それに伴いまして資料の方を送付させていただきます。

不燃ごみ【埋立ごみ・小さな金属類・蛍光管】を分別する時の注意点

主に不燃ごみとして回収しているのが（せともの、小さな金属類、割れていない蛍光管）になりますが、出せないものもありますので紹介していきます。

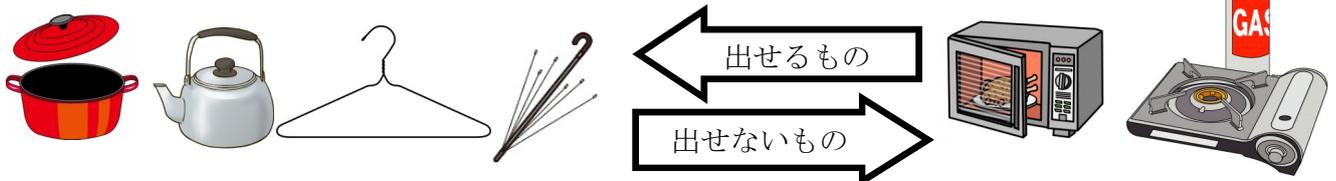
『埋立ごみ』せともの・植木鉢・コップやガラス類・化粧品のビン、電球・割れた蛍光管、これらは、捨てていただいても大丈夫です。

出せないものとしては、瓦・レンガ・コンクリート・石、などが対象外になります。



『小さな金属類』なべ、やかん、スチールハンガー、傘の骨、25cm以下の金属類が出せるものです。

出せないものとしては、電化製品や危険物などになります。



出せないものの処分としましては、粗大ごみとして申し込んでいただくか、またはお問い合わせいただければと思います。

粗大ごみ申込電話 072-433-0053

※ 廃棄物対策課への持ち込みは、平日の9時から5時半まで受け付けています。